

水戸家庭裁判所委員会（第30回）議事概要

- 1 開催日時 平成29年11月16日（木）午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所 水戸家庭裁判所大会議室
- 3 出席者（委員）

上嶋佳子，小川敏正，上方仁，西連寺義和，佐藤環，長岡憲一，中山顕裕，橋本和雄，本吉弘行，矢代美智子，湯浅友明，横地裕昭，渡邊昭（五十音順 敬称略）

（事務局等）

首席家庭裁判所調査官 河野郁江，首席書記官 柳谷守昭，事務局長 橋爪正行，次席家庭裁判所調査官 上野はるみ，次席書記官 小林圭一，事務局次長 畠山英樹，総務課長 橋本正弘，主任家庭裁判所調査官 中田潔

4 議事

- (1) 委員改選の報告
- (2) 新任委員挨拶（横地委員）
- (3) 本日のテーマ「離婚する親への子の福祉のための働き掛けについて」
離婚する親への働き掛けが必要な理由，家庭裁判所での親への働き掛けの実情，家庭裁判所以外の機関の状況等について，事務担当者から説明が行われた。
- (4) テーマについて意見交換をした概要（○委員，△事務担当者）

【委員長】

ここからは，本日のテーマについて御意見をいただきたいと思います。

- 親ガイダンスを試行的に実施している管内支部があるとのことですが，水戸家庭裁判所では，実施に向けて検討はしているのでしょうか。
- △ 先行実施している各地の家庭裁判所から資料を取り寄せ，実施に向け

た作業を始めているところです。

- 弁護士として日々当事者と接している中で、親への働き掛けが難しい局面が多いので、是非実現していただきたいです。

【委員長】

他に御意見等がありますか。

- 離婚後の子の福祉のために、家裁調査官は具体的にどのような活動をしているのでしょうか。

【委員長】

それでは、家裁調査官から説明をお願いします。

- △ 家裁調査官は、裁判官や調停委員会から調査命令がありますと、行動科学の知見を活用し、親や子どもの面接や家庭訪問、時には、学校や児童相談所等の関係機関と情報交換をするなどして、子どもに関する必要な調査を行い、その結果を裁判官と調停委員会に報告しています。調査によって把握した子どもの意見や気持ちを手続きに反映できるように意見を述べると共に、当事者に子どもの心情や状況への配慮を促すような働き掛けを行っています。
- 家裁調査官は、関係機関から子どもに関する情報等を調査することもできるのですか。
- △ 開示される可能性があることを含めて、使用目的や方法等を具体的に説明し、協力を得られる範囲で情報を頂くことになります。

【委員長】

子の福祉に関する家裁調査官の関与は、個別の事件の中で子どもの状況を把握して事件処理に反映させる関与と、子の福祉について当事者の認識を高めていただくための関与の二つの局面があります。前者については、家裁調査官の本来的な業務になります。個別具体的に子どもがどういう状況にあるかを把握するために、またどちらが親権者にふさわし

いかを判断するために、家裁調査官が子どものお宅に直接出向いて、実際に子どもと会って親との関係を観察したり、その気持ちを聞いたり、行動科学の知見を活用して把握するようにしています。あるいは、裁判所に来ていただいて、裁判所の児童室で子どもと過ごしながらその状況を観察したり、話を聞くことが行われています。そして、後者については、子どもの心理、離婚後の関係の重要性を理解していただくために、調停や調査の中で個別的に当事者に働き掛ける場合と、家裁調査官が主体となってガイダンスを行う場合があります。ただ、ガイダンスについては、先ほど説明があったように、現時点では、まだ検討段階という状況です。

子の福祉に関する家裁調査官の関与に関して、調停委員をされている委員の方から御意見を伺いたいと思います。

- 親ガイダンスについては、他庁でも行っていると他の調停委員から聞いており、私自身大変興味がありました。私は、親ガイダンスという何か定型のプログラムのようなものがあるのかなというイメージを抱いていました。先ほどの説明を聞いて、必ずしも親ガイダンスという言葉を使用していなくても、従前から同様の内容を行っていることを知りました。やはりお子さんは、小さいほど意思表示が難しいということを考えますと、親の感情で、子どもに対する配慮ができたりできなかつたりすることは避けるべきだと思います。親へのガイダンスは必要であると思います。

【委員長】

実際の調停で、調停委員は当事者に子の福祉に関して、具体的にはどのように対応されていますか。

- ①親権者の指定、②養育費、③面会交流の3つの場面に分けてお話しします。

一つ目の親権者の指定に関しては、子どもの養育環境や父母の監護能力等が大きな問題となっています。調停委員としては、親として子どもにどう関わってきたか、今後どう関われるのかについて、当事者の言葉からできる限り確認するようにしています。調停では、本当に子どもの幸せを考えているのか、祖父母の強い要求をそのまま代弁しているのではないかというようなことを注意深く確認することも必要です。親権者の争いでは、子どもの年齢、兄弟姉妹の存在が大きな要因となる場合も多く、こちらにも配慮して対応しています。

二つ目の養育費についてですが、これは親の子どもに対する経済的な責任であり、子どもの成長を支えるものです。

取決めの段階では、養育費は、双方の収入に応じた負担であると当事者に説明しています。その基本となる収入額の把握でもめる場合があります。例えば、転職や失業等、年間収入が大きく変わる要因があり、将来的に安定的な養育費の支払について不安がある場合です。

また、当事者が再婚した場合には、養育費の増額、減額等の問題も生じます。実親の養育費に関する責任等について十分に説明し、当事者が納得するように対応しています。

養育費の定めがあるにも関わらず、支払いが滞る場合もあります。また、子どもが小さく支払が長期間に及ぶ場合には、支払が滞らないよう注意喚起したり、履行勧告や強制執行等の手続を説明して、調停の場では大変気を遣って対応しています。

三つ目の面会交流に関してですが、これは一層対応が難しい問題です。当事者に面会交流についてのDVDを見ていただき、よく考えてもらうよう働き掛けることもあります。加えて、調停委員も、面会交流に関する対応について、研修等に参加したり、自己研さんに励んでいます。そして、調停の場では、子どもを親の争いの場に巻き込まない、苦しい思

いをさせない、という子ども目線に沿った協議や解決が重要であることを、当事者双方に理解してもらえるように細心の配慮をしています。

監護している親が面会を強く拒むような場合もありますし、祖父母と子どもとの面会を主張する当事者にも対応しています。まず、親子関係を良好に築くためには、祖父母には少し我慢してもらうことが必要な場合もあります。子どもと同居している親にとって、精神的な負荷があるという問題もあります。面会交流の日が近づくと、同居親の体調が悪くなり、回復するまで面会交流の実施を待つとほしいと主張する場合があります。このような場合の対応は様々です。調停委員としては、その事情を確認し、評議を重ね、家裁調査官の調査などを活用するなどして、粘り強く努力しているところです。子どもを当事者間で直接受け渡すことが難しく、面会交流を支援する団体を探し、双方合意の上で、当該団体において試行的に面会交流を実施したことがありました。ただ、その後、継続する場合の団体への費用負担が問題になりました。結局、評議の上、費用負担について丁寧に説明して、双方の納得を得ることができました。

このように子どもを巡っては、より良い解決について悩ましい問題を抱えながらも、きめ細かく対応しているのが現状です。

【委員長】

ありがとうございました。個々の当事者が、子どもの目線に沿った解決となるよう、大人の視点で対応することの大切さが分かる内容でした。実際に離婚を巡ってトラブルになる中で、子どもの気持ちや視点から物事を見ていくことは当事者にとっては大変なことです。離婚において常に問題となる親権、養育費、面会交流をどうするのかについて、例えば、養育費を支払う意欲のない親に対して、強制的な法的手続きで支払を求めていくのは、双方にとって大きな負担になります。面会交流では、子どもをどこかで引き渡し、受け取り、そしてきちんと返すことを考え、円

滑に実施するためには、双方が子どものために協力しようという前向きな気持ちを持つことが不可欠になります。また、直接会いたくないという当事者のために、面会交流を支援する機関ができていますが、その費用負担が問題となる場合もあります。このように大変な問題がある中で、どのようにすれば、子どものために前向きになっていただけるかが重要な課題です。他に御質問や御意見はありますか。

- 社会的養育が必要なお子さんをお預かりしている立場から見ると、まず、本日のテーマである「子の福祉への働き掛け」という表現に少し違和感があります。むしろ「福祉」というよりも、「子どものダメージをいかに小さくしていくか」ではないかと思います。子どもにとって親の離婚は本当に大変なことです。親が離婚した時には気付いていないかもしれませんが、子どもにとっては、将来的にダメージを受けることがあります。私の立場では、子どもがいる方は絶対に離婚してはいけないと思っています。それでも、離婚した場合には、いかに子どものダメージを少なくするかが重要な課題になります。私がお預かりしているお子さんは、親御さんが離婚するなど、諸般の事情があってお預かりした場合はほとんどです。子どもが大切に養育することは大事なことです。やはりお子さんにとっていろいろと離婚によるダメージが大きいと感じることがあります。例えば、親御さんが再婚した場合には、連れ子が再婚家庭から弾き出されるケースが少なくありません。

また、離婚後に父親が引き取った父子家庭のケースでは、金銭的な余裕がなく、祖父母等の周囲の協力者もない場合には、なかなかうまくいきません。父子家庭で子育てにギブアップした家庭のお子さんをお預かりすることが少なくないのです。一方で、母子家庭の場合では、やはり、お子さんが3人以上いる場合には、経済的にも養育が大変になるケースが多いです。

それから面会交流についてですが、確かに交流することで子どもが安定するケースもありますが、見ている限りでは、難しい場合も多いと思います。例えば、一方の親が子どもから他方の親のことをいろいろと聞き出そうとしたり、あるいは、実際には自分が引き取ることができないのに、自分が引き取ればどんなに楽しく素晴らしい生活になるかを子どもに説得するようなこともあります。このような場合に、子どもがどういふ影響を受けるかといいますと、半身は一方の親にありながら、もう半身は他方の親にあるという板挟みの状態になります。結果、子どもは両方の家で落ち着かず自分の居場所を失うことになります。また、「もっといい学校がある。」等と言われ、現在通っている学校で積極的に友達を作らなくなります。様々な配慮をして、双方が協力するということになれば、確かに安定するケースもありますが、私の経験では、親の協力が難しいために、子どもに良い影響を与えられないことが多かったのです。面会交流については、できるだけ慎重に検討して、もし子どもを不安定にするのであれば、止めた方がよいこともあると思います。

いずれにしても、離婚する前には様々な争いがあり、いわば修羅場があって離婚に至るので、その間、子どもは精神的に大きな影響を受けます。したがって、調停委員には調停で、「お子さんがいる場合の離婚は大変だよ。」と言っていたら大変ありがたいと思います。

【委員長】

本日のテーマについて、「子の福祉」ではなく「子に及ぼすダメージの減少」の問題であるとお話がありました。離婚の局面ではそういうことが言えると思います。ただ「ダメージ」とそのまま言うと、言葉としては非常に厳しいので、本日のテーマとしては「福祉」というより前向きな言葉で表現させていただいております。次に面会交流については、指摘されたような病理的な側面をどのように克服するかということで

すが、元の親のことをいろいろと聞かない、子どもに高価なプレゼントをしない等のルールを守りながら本当の協力関係を築いていくことが子どもにとって一番良いことだろうと裁判所は考えています。なお、子どもは離婚によってどのように傷付き、どういうダメージを受けるのかをガイダンス等の中で説明することにより、それが両方の親の気付きとなって円満解決に至る効果は少なからずあると思います。他に御意見等がありますか。

- 面会交流については、家裁調査官による個別的な事件での説明とガイダンスによる一般的な説明と2種類があると分かりました。ただ、弁護士立場から見ると、家裁調査官が日常の調査実務に加えて、一般的なガイダンスを実施するのは、現状として、家裁調査官の負担が大き過ぎるのではないかと思います。確かに家裁調査官からのアドバイスは必要ですが、一般的な説明は、むしろ調停委員が調停の中で説明するのが一番良いのではないかと思います。具体的には調停の中で面会交流のDVDを見せることや、制度を説明することが考えられます。実際、私の依頼者の中に、調停の期日間にDVDを見たことで、認識が大分変わった方がおりました。確かにDVD視聴だけで後ろ向きの当事者を完全に前向きにさせることは難しいかもしれませんが、見ることで理解が進めば、離婚しても親子は親子であるという発想が少しでも生まれれば、その後の対応も随分と変わってくるのではないかと思います。そういう意味で、調停委員には、調停の最初の段階で、DVDを見せたり、一般的な説明をしていただければと思います。

【委員長】

私が知る限りでは、調停委員会が事案に応じてパンフレットを渡したり、説明する等、一定の情報提供はしていると思います。調停委員をされている委員は、これについてはいかがですか。

- パンフレットや説明書が、調停待合室に置かれており、当事者には調停の待ち時間にそれらを見ていただいています。また、面会交流については裁判所のホームページで動画配信されているものを勧めたり、調停で、DVDを見ていただくようにお伝えしています。当事者の感想は、「見て良かった。」というのが大半でした。

【委員長】

そのDVDというのは、裁判所のどこで見るとですか。

- 調停室などで視聴してもらいます。

それから面会交流に関してですが、家裁調査官が双方当事者と綿密な調整をして、裁判所で面会交流が試行実施されることもあります。実施後、監護している親から、「子どもは絶対父親に懐かず、近づかないと思っていたのに、会ったらすぐに近づいたので驚いた。」と話がありました。私自身も、面会交流の必要性を度々気付かされています。

【委員長】

他にいかがですか。

- 調停では、子どもに関して注意を要する事情や面会交流の状況等、調停に際して子どもの状況を早期に把握するための事情を順番に確認しています。その中で、DVDの視聴の有無を検討して、調停委員から当事者にDVDを見るようお勧めしています。当事者に面会交流についての理解を深めてもらえるよう努めており、面会交流に関するパンフレット等を渡しています。

【委員長】

今のお話を聞くと、調停委員からは個別の事件において一定の情報提供はしているようですね。ただ、一般の当事者の理解には至っていないという状況でしょうか。

- 私は調停委員からの説明がない旨の発言をしましたが、もしかしたら

代理人が付いているから、調停委員が遠慮したのかもしれませんが。

【委員長】

先程調停委員をされている委員の方々から御紹介があったように、裁判所では情報提供のためのDVDの視聴ということも行っています。調停では当事者双方が出頭し、調停委員会が別々に話を聞くことになっていますが、一方当事者から話を聞いている待ち時間に他方当事者にDVDを見ていただくこともあります。これは個別的な事件での働き掛けといえます。他方、一般的な働き掛けというものもあり、管内では、家裁調査官が主体となってガイダンスを行っている支部もあります。これらはやり方の違いはあるにせよ、情報提供という点では質的に同じであり、当事者に子どもの心理に関するダメージについての知識を持っていただき、子の福祉のための協力関係を作り出していこうとする働き掛けの一つの方策といえます。ただ、当事者にどういう方法で、どういう段階で働き掛けをすればよいのかは難しい問題であり、それらについて裁判所ではいろいろと悩んでいるところです。このような観点から何か御意見があればお伺いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

- 離婚により一方の親が親権者になると、子どもの年齢層にもよりますが、子どもの環境は大きく変わります。子どもながらに作った地域でのつながりが突然断絶されるため、結果、子どもは情緒不安定になります。そのため、両親が離婚した後に、母親と父親のそれぞれが果たすべき役割をどのように果たすのか、具体的には、母親的な愛情や関わりと、社会的な規範を教える役割等を、親権者になった親がどのように果たすのかを、それぞれ親御さんに考えてもらうことが必要です。家裁の段階でどのくらいフォローアップできるかが今後の課題になると思います。

親権者や養育費の問題は双方の親の問題ですが、子の福祉の問題は、子ども自身の問題です。子どもの発達に応じて、金銭的な部分はもちろ

んのこと、感情面でもフォローアップする必要があります。そのため、調停の段階から将来を見据えて考えなければならず、場合によっては外部機関との連携も必要になると思います。その意味で他の問題よりも大変解決や対応が難しい問題であるという感じがしました。

【委員長】

難しいテーマをいろいろと御指摘いただいておりますが、ここで、個別の事件の中で子どもの環境の安定をどう考えていくのかについて、家裁調査官に意見を聞いてみたいと思います。

△ 環境が激変することについては、親が子どもにどのように説明し、それを子どもがどう受け止めているかというのを把握することが必要です。子ども自身は簡単に言葉にすることはできません。また、子どもが親の顔色を気にせず言葉を発する場所もあまりありません。家裁調査官が、裁判所内、あるいは直接自宅に出向いて子どもと会う場合には、①子どもの年齢、②発達状況、③性格、④育ち、⑤監護者との関係等、できる限りいろいろな要素に鑑みた上、その子らしい意思表示ができるよう配慮するようにしています。また、子どもは大人が考えている以上に様々な意図を持っているため、言葉面だけを捉えるのではなく、表情や態度も観察しながら、その意思を詳しく確かめる必要があります。例えば、ある子どもが「家の中が落ち着かないので、父母の問題に触らないでほしい。」と言いながら、詳しく確認すると、「親同士がもめなければ、親に負担をかけなければ、あるいは混乱する親を見ないで済むのであれば、本当は会いたい。」と伝えてくる場合もあります。また、本当はどうしていいか分からないのでとりあえず答えている場合や、面会交流ではなく親同士がもう1回結婚して家族を再構成できないかなど思っている場合など様々です。

家裁調査官としては子どもの意図をできるだけ正確にくみ取る必要が

あり、その意図をどうしたら調停や審判等の手続の中に反映することができるのか知恵を出し合い、苦心しているところです。

先ほど、母親と父親の役割について話がありましたが、離婚後の父母との関係をどのように作っていくのかも重要な問題です。離婚後は、別れた親との関係を切る方が子どものためになるという考え方をする人も少なからずいたと思います。最近では、実の親の存在や別れた親の人柄をできる限り子どもに伝えた上で、別れた親とのパイプを維持していくことが、子どもにとっては良いことではないかという考え方が増えています。私どもは親御さんに対しては、「別れた相手憎しで接するのではなく、子どものために、それぞれの親がどう関わるのが良いのかという視点で解決を目指してください。」と説明しています。

最近では、個別の調査から得た知恵を一般化して、裁判所を利用される方にフィードバックや情報提供する方法はないか、その方がうまく手続は進むのではないかということが議論されており、家裁調査官の間でもそのような方向で模索を始めているところです。

【委員長】

家裁調査官は、個別の事件において、子どもの安定性や、実際に子どもに会ってそこから推測できる子どもの心理等の情報をくみ取ってきました。そして、家裁調査官から提供された情報は、調停委員会や裁判になった時の裁判官の判断の貴重な情報源となっています。ただ、これは個別の事件の話なので、これを更に一歩進めて、裁判所の手続きの早い段階で、より一般的なレベルで当事者に情報提供をして何らかの働き掛けをした方がよいのではないかという問題意識が、現在、家庭裁判所にはあります。このようなことから、まず家裁調査官の取組みがいろいろな形でのガイダンスにつながっているといえます。そして、先ほど委員からお話があったように、このようなガイダンスを行うのが家裁調査

官でなければいけないという必然性はないのです。家裁調査官は子どもの心理について一番理解があることから、今のところ家裁調査官がガイダンスについてのリーダーとして取り組んでいます。働き掛ける対象は、あくまでも世間一般ではなく、裁判所の調停当事者に絞られていますし、実際御紹介した方法は例示に過ぎません。ガイダンスの実施方法にしても、①個別の事件ごとに、両方の当事者に対しDVDをお見せしたり、講習を行うのか、②あらかじめ日時を決めて、複数の当事者を集めて行うのか、また、実施時期が、①調停の第1回期日の前に行うのか、②期日をもっと進んでから行うのか。さらに、ガイダンスの内容についても、前向きに参加しそれを素直に受け止めていただくにはどのような内容がよいか等、様々な検討すべき課題が考えられます。これらの点について、何か御意見はありますか。

- まず、個別の事件については、家裁調査官がケースに応じて対応していただいているので特に意見はありませんが、両親がそろって家裁の調停に来られた方については、待ち時間にDVDを見せるというのは、できる限りやっていただきたいと思います。次に、市町村では夫婦を対象に「パパママ教室」と題して様々な教室が開催されていると思います。例えば、そのような機会を捉えて、家裁調査官に出前授業等をしていただくことも有効ではないかと思います。意見交換前の説明の中に、離婚する夫婦の中で、10組のうち1組が調停離婚しているというお話がありました。逆に言えば、離婚する夫婦の10組のうち9組は、裁判所に接する機会がありません。できれば、家庭裁判所あるいは家裁調査官の知見を社会にフィードバックしていただければと思います。

【委員長】

今、御指摘があったように、9割弱は裁判所と関係のないところで、「協議離婚」で離婚が成立している現状があります。このような状況の

中，社会全体として離婚による子どものダメージを軽くするためには，離婚する親に対してどのように働き掛けるのかは非常に重要なテーマであり，これは裁判所だけでなく，社会的にも重要なテーマになっていると思います。そこで，そのために裁判所は関係機関とどのように連携していくべきか，裁判所を超えた広い見地からの働き掛けの在り方について，御意見があればお願いしたいのですが，いかがでしょうか。

- 中学校で臨時教師として家庭科を担当していた経験がありますが，中学1年生に「家族」に向き合う内容の授業があります。その後，児童委員を経験し，そこでも，地域や家族の中での子どもの問題に対応していたことがありました。弁護士会では各学校に出向いて法教育をやっていたいておりますが，その中では家族，結婚，離婚等の問題を大きく取り上げたことはあまりないという話を聞いたことがあります。法教育の場などで，結婚や離婚をしたらどうなるかという話が少しでもあれば，例えば，面会交流や養育費等について親としてよく考える必要があるという認識が生まれるのではないかと思います。

【委員長】

　　どういう年代の人を対象として，どういう形で働き掛ければよいのかというのは社会的な課題であると思います。

- 中学生は早いかもしれませんが，選挙権を得る高校3年生くらいの年齢になれば，基本的なことは知る必要があると思います。

【委員長】

　　ありがとうございました。まだまだお聞きしたいことがありますが，時間が参りました。本日は，「離婚する親への，子の福祉のための働き掛けについて」というテーマで進めて参りました。このテーマについては全国的にも家庭裁判所の取組みが始まったばかりです。今回委員の方々から頂いた貴重な御意見，有益な御提言を参考に，当庁としても今

後とも検討していきたいと存じます。誠にありがとうございました。